





## 小の保証制度

中小企業・小規模事業者の皆様の資金繰りをバックアップ

## "カードローン"機能追加!!

さらに便利に パワーアップ!! /

最大 300万円

> いつでも ATMで入出金

固定金利 年1.80% 創業者の方もご利用可能



**XIIIMANE** 島根県信用保証協会







## 小口保証制度

コロナ禍において資金繰りに苦慮されている方、創業者の方等、 幅広い方にご活用いただけるように、小口保証制度【かなえ】に新 たに"カードローン"機能を追加しました。

"カードローン"は、金融機関窓口に行かなくてもATM等での利 用が可能であったり、極度額内であれば出し入れ自由であったりと 利便性の高い商品となっております。また、金利についても固定金 利1.80%と他のカードローン制度よりも低利の制度設計となって おりますので、ぜひご活用ください。

付 形

証書貸付・手形貸付

当座貸越(カードローン)

融 資 限 度 額

1.000万円

50万円~300万円

ただし、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で5,000万円の範囲内とする。 また、本制度の残高がある場合は、その残高と合わせて1,000万円以内とする。

金使 途 事業資金(運転資金および設備資金)

期 間 7年以内

(一括弁済は保証期間6ヶ月以内)

1年間もしくは2年間

(引続き資格要件を満たす場合は最大6年まで更新可能)

法 方

均等分割返済または一括返済

約定弁済または随時弁済

利 婡 付

責任共有対象 年1.80%(固定) 責任共有対象外 年1.60%(固定)

年1.80%(固定) (責任共有対象のみ)

信用保証料率

年0.45~1.55%

年0.39~1.55%

連 帯 保 証 人

原則として法人代表者以外は不要

保 担

利用

いただける

不 要

中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の条件を全で満たす事業者

- ①法人で島根県内に本店または事業所を有する方、及び個人で住居または事業所のいずれかが島根県内にある方
- ②手形交換所において取引停止処分、不渡処分を受けていないこと
- ③破産・民事再生・会社更生等法的整理の手続き中、私的整理の手続き中でないこと
- ④既存貸出金に延滞がないこと
- ⑤信用保証協会の求償権関係者でないこと

## 詳しくは、こちらまでお問い合わせください。

お申し込みは 商工会議所・商工会へ!



-SHIMANE 島根県信用保証協会



https://www.shimane-cgc.or.jp/ ホームページ / 経営支援事例をwebで公開中 https://hosyokyo.shimane-cgc.or.jp/



本店営業部 〒690-8503 島根県松江市殿町105番地

TEL. 0852-22-2837 FAX.0852-22-3075 E-mail: hosyo@shimane-cgc.or.jp

出雲支店 〒693-0012 島根県出雲市大津新崎町2丁目24番地 TEL. 0853-21-4998 FAX.0853-21-4858 E-mail: izumo@shimane-cgc.or.jp

**浜田支店** 〒697-0027 島根県浜田市殿町83番地50

TEL. 0855-22-0833 FAX.0855-22-3309 E-mail: hamada@shimane-cgc.or.jp

益田支店 〒698-0026 島根県益田市あけぼの本町10番地6

TEL. 0856-22-4567 FAX.0856-22-4568 E-mail: masuda@shimane-cgc.or.jp